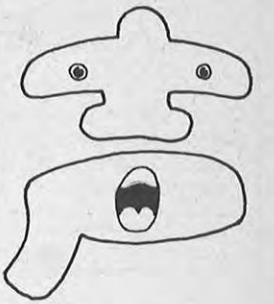


(県政モニターの)



▽し尿浄化槽の維持管理について
最近、し尿浄化槽の普及にはめざましいものがありますが、一方においては、必要な管理事項が周知されていないために、汚物がよく浄化されないまま下水道に流れているようです。

環境衛生上問題もありますので、浄化槽設置に伴って必要な維持管理についておたずねします。
熊本市・主婦

し尿浄化槽は、微生物の働きで汚水をきれいにする装置です。したがって槽内を微生物が生活しやすい状態に保つよう適正な維持管理をしなければなりません。

し尿浄化槽の維持管理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定されており、これを怠ると河川を汚染したり、悪臭をだしたりして隣人ばかりでなく地域全体に迷惑をかけることとなりますので、次の維持管理事項を守ってください。

□使用時の注意
(1) 水洗便所には、水に溶けやすいトイレ

- レットペーパー以外のものは流さない。
- (2) 水洗便所使用後は、必ず水を流す。
- (3) ばっ気方式の浄化槽ではモニター等を止めない。
- (4) 放流水消毒槽の消毒薬の補給を適正に行う。

□保守点検
保守点検は、し尿浄化槽の機械類の作動状況、微生物の活動状況及び放流水の水質を調べ異常や故障を早期に発見し、予防的措置を講ずる作業で、定期的に行う実施しなければなりません。

保守点検は、これを適正に行うために、次表の保守点検回数表を目安に、し尿浄化槽管理技術者に委託した方がよいでしょう。

処理方法	処理対象人員	活性汚いでい方式(ばっ気方式)		ろ床方式(腐敗方式)		その他方式	
		3月に1回以上	2月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上
単独	20人以下	3月に1回以上	2月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上
	21人以上300人以下	3月に1回以上	2月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上
	201人以上500人以下	3月に1回以上	2月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上
合併	101人以上500人以下	3月に1回以上	2月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上

施設紹介

しらゆり会館

母子休養ホーム

研修などの利用に 休養や通学寮にも

熊本市の東部・健軍町の自衛隊西部方面総監部正門前に四階建てのスマートな母子休養ホームが五月十日にオープンしました。モダンで明るい建物です。

新しい経済社会のなかで、懸命に生きる一万四千世帯の母子家庭が、気軽にしかも安い料金で研修、相談、宿泊、休養レクリエーション、通学寮などに利用できるよう、熊本県共同募金会、県、市、町村、日本自転車振興会等の援助により完成した「母子休養ホーム」です。

概要⇒敷地面積五百四十四平方メートル、建物延面積一億一千七百九十九万円で、一階は事務室、食堂、美容室、二階はホール、会議室(結婚披露宴場)、三階は研修室(結婚式場)、宿泊室(和六畳四室)、大浴場、小浴場、四階は通学寮(和六畳四室)、娯楽室、一時保護室、洗濯室、管理室などとなっています。

【事業の内容】

- ◇研修⇒母子家庭の就業、生活の安定をはかるため、技能習得の研修、講習の場です。
- ◇相談⇒生活、就職、進学などの相談に応じる窓口です。
- ◇宿泊⇒県内の母子家庭の母や子が、気軽に利用でき、安い料金でくつろげる宿泊施設です。
- ◇休養・レクリエーション⇒母子、母子家庭相互がうちとけて楽しい一日を過ごす憩いの場です。
- ◇教養・娯楽⇒ともすれば生活のみに追われがちな母子家庭の教養、趣味の向上をはかる研修を行います。
- ◇通学寮⇒郡部の母子家庭の子で、熊本市内の高校に通学するための寮です。
- ◇結婚⇒母子家庭の母や子が良縁を得

(環境整備課)

▽屋外広告物の規制について
街を歩きますと、種々様々な広告物を見かけます。これらの中には、交通上の支障になったり、街の美観をそこなったりする場合があります。ありません。聞くところによれば、県条例によって規制がなされているとのことですが、その具体的内容と対策についておたずねします。
山鹿市・会社員

私達が街を歩きますと、必ず広告物を見受けませんが、これらが、無秩序に掲出されますと、街の美観を損ったり、立看板や広告塔等は、その管理が適正に行われていないと、公衆に危害を与えるおそれもありますので、屋外広告物法や熊本県屋外広告物条例によって規制が、なされております。

まず、広告物を掲出するときは、知事の許可を受けて掲出することになります。(条例第六条による適用除外のものを除く)が、その場合風致地区、緑地保全地区、高速自動車道から五百メートル内の地域、都市公園及び熊本駅前広場等は、掲出する場所として禁止し、橋梁、高架構造、街路樹、信号機、道路標識、電柱、街灯柱及び消火栓等は、掲出する物件として禁止し、汚染したり、塗料がはく離した広告物は、掲出することを禁止して、街の美観風致を守ることにしております。

期限を一年以内として、一年ごとに、広告物の安全点検を行うこととして、破損したり、老朽したり、倒壊又は落下のおそれがあるもの、道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの等は、掲出を禁止して、公衆への危害を防ぐこととしております。

一方指導面としては、許可申請書提出の際に、申請者に屋外広告物法及び県屋外広告物条例の主旨を説明し、又広告業者の講習会を年一回開いて必要な指導と助言を行って、違反広告物の掲示のないようにしています。

しかし、まだ、街には違反広告物が見受けられますので、県としては、次のとおり対策を講じております。

街の美観を損ったり、倒壊又は落下して、公衆への危害のおそれのあるもの、又は必要な管理を怠っている広告物については、必要な措置をとるよう措置命令をし、許可期限を越えているもの又は、許可条件に違反したとき、虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたときは、許可を取り消し、掲出することを禁止されているものについては、除却命令を出しています。又違反して掲出されているポスター、はり札及び立看板については、県が自ら除却を行うなどして、美観風致の維持及び公衆への危害の防止に努めているところであります。

なお、屋外広告物についての詳しいことや不明のことについては、県土木部計画課又は所轄の土木事務所にお問合せください。(計画課)



たときの婚礼に備え式場、披露宴場、美容室を設けています。
【所在地】
熊本市錦ヶ丘三四一三三(二八六二) 電話〇九六三一六七七〇八三